

# イタリアの都市計画と都心部活性化方策

## ～都市計画制度と、民間活力による「保全型まちづくり」～

民岡 順朗

株式会社オリエンタルコンサルタンツ東京事業本部・都市グループ

### はじめに

ヨーロッパは1970年代に、重厚長大産業の停滞から都市の衰退を経験した。イタリアではその後、地域経済のたて直しと都市再生の取り組みによって多くの都市が蘇り、今日では世界中の観光客を惹きつけて離さない。都市計画の卓越性の成果であろうが、「歴史的都心部の保存」を特徴とするその手法が、我が国の近代都市に馴染まないという印象が強かったためか、これまで日本ではイタリア都市計画が大きく注目されることはなかった。

現に、表1に示すように、日本とイタリアのあいだには、都市づくりの思想や都市構造などにおいて、著しい相違がある。

ところが近年、明治・近代化以降に私たちが手本にしてきたアングロ・アメリカ型の社会・経済システムの行き詰まりが顕在化するにつれ、「脱近代」の新しい手本を、他の文化圏のなかに探そうという動きが、経済・産業・行政などの諸分野で高まっている。

なかでも、人口減少・緊縮財政・経済長期低迷という条件下で成功を取めたイタリア都市に対する注目度が急上昇し、まちづくり・自治体行政・地域産業・都心商業・都市型観

表1 日伊の都市比較

1と2、3と4の間には、それぞれ因果関係がある

これまでの日本	イタリア
↓	
<b>■1.都市づくりのスタンス</b>	
○開発型 - 「農村の大改変」あるいは「震災・戦災からの再出発」が都市づくりの契機→米国思想追従で「開発型」に	○保存型 - 古代・中世・近現代を通じて都市国家の伝統→1960-70年代の政策により「ストック保存型」を選択
↓	
<b>■2.都市の性格</b>	
○均質・非個性的 - シビルミニマム確保に向け、政策・補助金の「均質性」を反映した結果	○差異・個性的 - 地域の歴史・文化・生活様式の「多様性」を反映した結果
↓	
<b>■3.都市計画の主要目的、土地利用原則など</b>	
○「産業・経済の場」の整備 - 産業・経済効率を重視した用途純化(ゾーニング) - フロー経済に並行した「土地利用更新」が不可避である	○「生活の場」の確立 - 生活・住民構成の持続を重視し、諸用途を混在させる - 「持続と保存」にもとづき、経済は「ストック型」になっている
↓	
<b>■4.都市構造および地域構造</b>	
○外延的 - 他都市への依存: 「都市圏」、「国土軸」の形成 - 都市間の移動が多い - 都市・非都市の区分曖昧 - 低密度(低層・戸建て)	○集約的 - 都市機能をコンパクトに備えて独立・自律(城壁が残存) - 都市間の移動が少ない - 都市・農村の明確な区分 - 高密度(中高層・集住)

光などの実態を把握しようという研究・視察が盛んなようだ。

イタリアでは1970年代から、「生活の質」をコンセプトに都市が整備されてきた。そうした「まち」が人気を呼んでいるのは、一過性のブームとしてではなく、成熟を迎えた日本の‘ひとつのあるべき姿’として、あるいは、‘環境共生型のコンパクトシティのモデル’としてイメージされているからであろう。

## イタリア都市計画の体系

イタリアの地方自治は三層制をとり、20の州 (regione)、約100の県 (provincia)、約8,000のコムーネ (comune：市町村に当たる基礎自治体) により構成される (図1)。

各州は立法権限を有しており、5つの特別州では、幅広い自治権が認められている。欧州統合により国境の意味合いが弱まっている半面、州の重要性が増してきている。国土全域を対象にした計画が存在しないため、州単位で定められる「広域調整計画」が、国土・地域計画として機能している (表2)。

なお、イタリアでは県の行政権限はきわめて限定的であり、機能的には州が日本の県とほぼ同等である。

コムーネの人口規模は極めて小さく、3,000人以下の自治体が全体の約60%を占めている。この60%はイタリア総人口 (2003年：約5,800万人) の10%程度に過ぎない。逆に、人口10万人以上のコムーネは、全体の0.5%である。

都市計画の基礎である「都市基本計画」はコムーネを単位として定められるものである (図2)。

1990年制定の「地方自治体法 (142号法)」

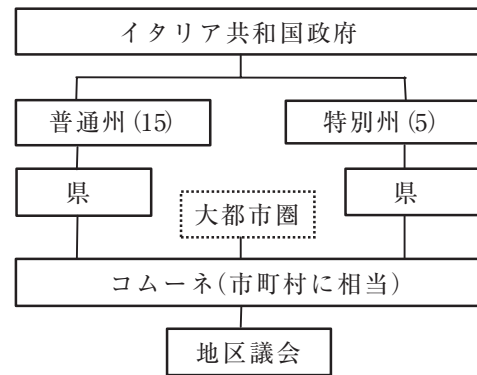


図1 イタリア地方自治の体系

国交省国土交通政策研究所『EUにおける都市政策の方向とイタリア・ドイツにおける都市政策の展開』、2002、P2-2より

表2 都市計画および規制の体系

計画・規制(対象範囲別)	根拠法
<b>州 域</b>	
<input checked="" type="checkbox"/> 広域調整計画 (P.T.C.) Piano Territoriale Coordinamento	<input type="checkbox"/> 都市計画法 (第5条以下) Legge Urbanistica Nazionale
<input checked="" type="checkbox"/> 風景計画 Piano Paesistico	<input type="checkbox"/> ガラッソ法 Legge Galasso
<b>複数のコムーネ域</b>	
<input checked="" type="checkbox"/> 都市圏基本計画 (P.R.I.) Piano Regolatore Intercomunale	<input type="checkbox"/> 都市計画法 (第12条) <input type="checkbox"/> 橋渡し法 Legge Ponte
<b>コムーネ域</b>	
<input checked="" type="checkbox"/> 都市基本計画 (P.R.G.) Piano Regolatore Generale	<input type="checkbox"/> 都市計画法 (第7条以下) <input type="checkbox"/> 橋渡し法
<input checked="" type="checkbox"/> 地区詳細計画 (P.P.) Piano Particolareggiato	<input type="checkbox"/> 都市計画法 (第13条以下) <input type="checkbox"/> 橋渡し法
<input checked="" type="checkbox"/> 建築規定	<input type="checkbox"/> 都市計画法 (第31条以下) <input type="checkbox"/> 橋渡し法

国交省国土交通政策研究所『EUにおける都市政策の方向とイタリア・ドイツにおける都市政策の展開』、2002、P2-6を参照して作成

では、プロジェクトに応じて、自治体連合による時限的な「大都市圏」を形成し、これに都市計画権限を付与する政策が打ち出された。

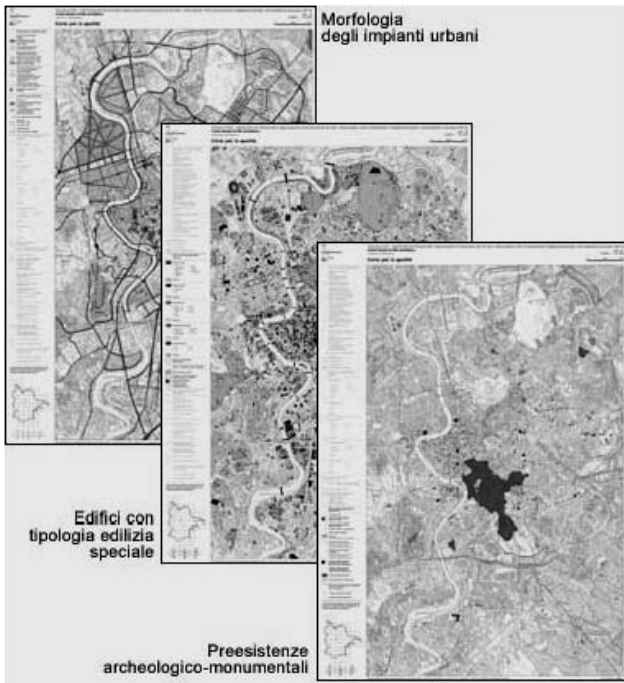


図2 ローマ市の都市基本計画 (P.R.G.)  
 ローマ市都市計画局HP  
 (<http://www.urbanistica.comune.roma.it/>) より抜粋

## イタリア都市計画制度の変遷

イタリア都市計画関連法の変遷を示す(表3)。

### 戦前につくられた制度

戦前の都市計画関連法として、1939年制定の「文化財保護法」「自然美保護法」が挙げられる。これらにより、歴史的建造物の保存、自然景観の保護が図られることとなった。

### 近代都市計画の出発

イタリアでは、1942年に近代的都市計画法が制定された。当時のファシズム政権を反映し、強力な私権制限(土地所有権制限)を特徴とする「現行法」として機能している。

ところが、施行令制定の前に敗戦を迎えたため、同法が全国約8,000の自治体に対して規

表3 都市計画関連法の変遷

<b>■戦前の法律</b>	
1939年	文化財保護法 自然美保護法 など
<b>■近代都市計画の出発</b>	
1942年	都市計画法 - 現行法である - 強力な私権制限(土地所有権規制) - 都市基本計画(P.R.G.)策定の自治体義務・権限
1962年	公共住宅用地取得法 - 公共住宅用地確保に関する自治体の義務・権限
1963年	土地増加税法
<b>■新しい都市計画への橋渡し</b>	
1967年	橋渡し法 - 暫定法である - 施行令のなかった都市計画法をカバー - 「計画なければ開発なし」の理念 - 建築許可制度の普遍化 - ゾーンごとの建築規制(歴史的都心部の面的保護など)
1968年	橋渡し法の違憲判決
1975年	建築規制に関する新たな省令
<b>■都市計画法の完結</b>	
1977年	ブカロン法 - 暫定的であった橋渡し法を固定化 - 現行都市計画法、自治体の都市計画権限の完成 - 都市基盤整備負担金の義務づけ - 国土全域が自治体土地利用規制の対象に
<b>■都市計画と文化財・景観保護との整合</b>	
1985年	ガラッソ法 - 国土全体を覆う景観計画の規定 - 都市計画関連法と文化財・自然美保護法との整合

定する「都市基本計画 (P.R.G.)」の策定義務が守られずに、戦後の経済復興期(1950~1960年代)に投機的利益を目的とした乱開発が横行。急速に都市化が進んだ北部工業都市で、住宅不足と居住環境の悪化が顕在化した。

これに対し、革新政党が労働者の居住権保護を優先する政策を打ち出したことにより、住宅問題への緊急対策として、1962年、63年に二つの法律が制定され、公営住宅建設にかかわる自治体の都市計画行政権が強化された。

## 新しい都市計画をにらんだ暫定措置

都市計画法と新しい都市計画との橋渡しに期待が込められた暫定法として、1967年に「橋渡し法」が成立。自治体に対し、「P.R.G.の策定が終わっていない地域における建築許可を禁止すること」を規定している。

「計画なければ開発なし」の原則が確立されたことにより、土地所有者はきわめて厳しい状況に置かれることになったが、反対運動と違憲論争がわき起こり、1968年には、同法が違憲であるという判決が下っている。

その結果、P.R.G.の策定後5年以内に、1) 詳細計画の策定、あるいは、2) 土地区画整理事業の実施計画の策定、を自治体が行わない場合、「橋渡し法」は失効し、土地所有者に建築行為が認められることとなった。これにより、1975年に再び省令が制定されるまでの期間に、正式許可にもとづかない開発行為が、とくに南イタリアの都市において多発した。

## 都市計画法の完結

「ブカロッシ法」が1977年に成立し、土地所有権規制が、1) 都市計画、2) 開発負担、という二重の仕組みで強化されることになった。同法の成立により、都市計画法→戦後の乱開発→橋渡し法→違憲判決と不法開発行為→建築規制に関する新たな省令、と二転三転した状況にピリオドが打たれ、都市計画制度として完結するとともに、自治体の都市計画権限が完成した。

これによって、都市計画の対象が国土全域に及び、農地・林地・市街地の区別なく、自治体は土地利用規制区域を定められるようになったのである。また、この法律は「開発利

益の社会的還元」をコンセプトに、すべての新規建物の建築に際して、「都市環境改変の応分コスト」を建築主に負担させるものであり、一定規模以上の「開発行為」にのみインフラ整備負担金を課す我が国の制度に比較して、格段に厳しい内容となっている。

## 都市計画と文化財・景観保護との整合

各自治体のP.R.G.により規制されるべき未利用地が、法の網をくぐって乱開発されている状況への緊急対策として、「州政府による地域景観計画の制定、および、各自治体はその内容を暫定的に尊重すること」を規定した「ガラッソ法」が1985年に制定された。景観保全が実施されるまで、国土の大部分において建設行為の許認可を差し止めるものである。

同法は、一連の都市計画関連法と、1939年の自然美保護法をリンクさせることを狙ったもので、景観保護が広域土地利用計画によって担保され、個々のP.R.G.との整合が図られることになった。文化環境財省の2000年時点のデータでは、国土の約47%が景観保全の法的規制下に入っている。

## イタリア都市計画の特徴

イタリアの都市計画制度は、我が国の制度と比較して、①私権制限、②地方分権、③市民参画、④保存・修復という4点においてきわだった特徴を有している（表4）。

とくに4点目の「保存・修復」は、次項において示すように、イタリアの都心部活性化方策の要となっている。

表4 イタリア都市計画制度の特徴

・私権制限:	<ul style="list-style-type: none"> <li>○徹底した私権(土地所有権)の制限</li> <li>○開発利益の社会還元             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 都市基盤整備負担金を自治体に払うことで、建築許可を買い取る制度</li> <li>- 負担金は自治体の貴重な都市計画財源で、1)都市基盤整備、2)歴史地区の修復事業、3)郊外住宅に付随する環境整備、に使われる</li> </ul> </li> </ul>
・地方分権:	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国から州、自治体への権限委譲             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 1970年代に、国の権限の一部が州政府へ委譲。1990年には「新地方自治法」が制定、計画・規制と経営管理の分野における地方分権化が開始</li> <li>- 約8,000の「コムーネ」が基礎自治体</li> <li>- 中世都市国家(自由都市)の歴史が、自律的な地域経済・文化を重視するイタリア的「地域意識」を醸成</li> <li>- フランス革命のパリ・コミューンが、旧有産階級による伝統的自治の枠組みを乗り越えて、平等な「市民参加」に対する社会的要請を形成</li> </ul> </li> <li>○宅地開発は自治体の独占的権限</li> <li>○自治体独自の商業計画</li> </ul>
・市民参画:	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市計画決定への参加保障、情報公開、時間をかけた対話             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 1976年に、「コムーネ行政の分権および市民参加に関する法律」が制定</li> <li>- 住民が組織する地区議会が地区のさまざまな権限(都市計画、公営公共住宅整備計画、交通整備計画等)を掌握</li> </ul> </li> </ul>
・保存・修復:	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歴史的都心部の建築行為を凍結             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 歴史的都心部、既成市街地の二地区を、一般の土地利用計画から除外。当地区では、都市計画基準で用途を限定せず、「凍結的保存」(建築許可を「維持・修復」と「保存的改造」に限定)</li> </ul> </li> <li>○歴史・文化資源に対する資本の還流             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 文化・経済的価値の上昇した都心部に民間投資が集まり、まちづくりが進む</li> </ul> </li> </ul>

## 都心部活性化の方策

欧州随一の規模・スピードといわれる「奇跡の戦後復興」を成し遂げたイタリアにおいても、我が国同様、急速な経済成長と都市化・工業化の進展により、市街地がスプロ-

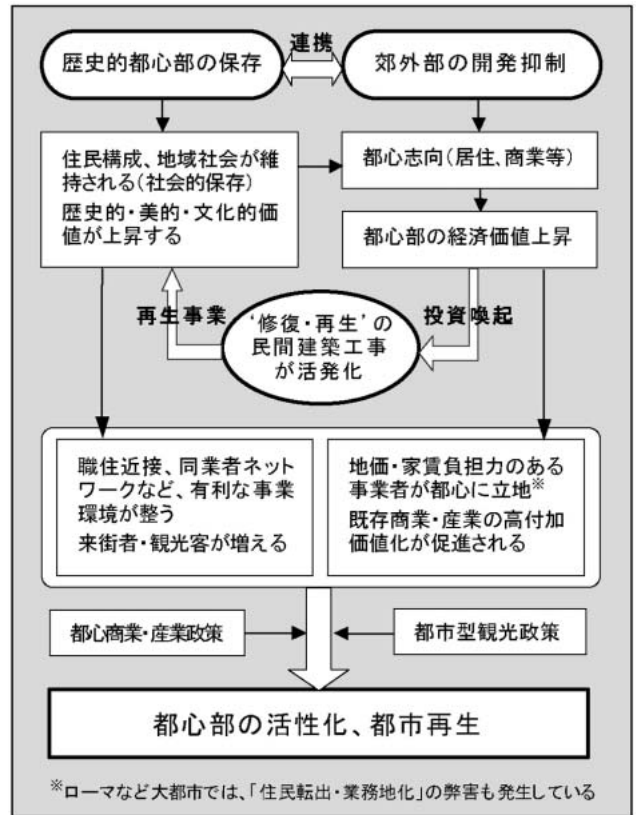


図3 イタリアにおける都心部活性化のしくみ

ル(外延的拡大)化した。

つづいて、都心人口が劇的に減少したことから、1960年代にはすでに、中心市街地が空洞化するとともに、その後急速に進んだ少子高齢化による人口・経済の停滞下において、都市が衰退した。都市の諸問題の顕在化は、日本より20~30年ほど早かったといえよう。

こうした状況を受けて、イタリアでは、1960、70年代を通じて、都市の将来を巡る国民的な議論が盛り上がり、「歴史的都心部」保存の理念が普及・浸透し、民間投資を活用したまちづくりが高い成果を挙げるにいたっている。

イタリアにおける都心部活性化の戦略は、図3に示すように、「歴史的都心部の保存」と「郊外部の開発抑制」の連携により、都心部に民間投資を集中的に誘致し、その文化的・経

済的価値を高めることで、来街者および事業者を呼び込むことにある。

こうした戦略に併せて、1) 住民構成の維持を大事にした都心居住推進、2) 都市計画制度の充実による土地建物利用の合理的規制、3) 都市デザイン事業の効果的推進、4) 小売商業・サービス業高度化に向けた法制度整備と事業推進が図られている。これらが一体となって、‘魅力ある都市生活そのもの’を来街者に体験してもらう「都市型観光」を実現していることがイタリアの都心部活性化の特徴である。

## 保存・修復によるまちづくり

イタリアは世界最多、39のユネスコ世界遺産（2004年7月14日の最新登録分を含む）を保有しており、とくに文化遺産の保存・修復技術と実績は世界的に定評がある。

ところで、都市空間を広範囲において「歴史的都心部」（チェントロ・ストリコ）（写真1）に指定し、保存・修復するという発想は、イタリアにおいても1960年代によく生まれたものであり、それまでは、保存・修復の対象は単体の「美術品」と「建造物」に限られていた。

こうした伝統は、20世紀前半に、歴史的建築物や周辺景観を‘点的’に保存する「モニュメント主義」として定着していったが、この段階では、「文化」ないしは「文化財」をつかって社会をどうつくり、都市をどう整備していくかという問題に対する一般市民の関心は希薄であったと考えられる。

この流れに対する転機が1960年代に訪れる。



写真1 ボローニャ市の歴史的都心部

前述のように、奇跡の戦後復興の必然的帰結としての工業化・都市化が、住宅難・居住環境の悪化をもたらし、これが引き金となって、市民運動の大きなうねりへと発展した。そして、歴史的建造物の‘点的保存’という考え方が、歴史的都心部を対象とする‘面的保存’へと展開していく。

ここでは、単に歴史的建造物や街路の保存・再生が問題になっているわけではない。そのポイントは、市民が共有するさまざまな記憶が集積された「都心空間」を、市民みずから、人生の重要な場として保存し、みずからの生活と生産活動を再生することである。

この点に、都心の商工業者がまちづくりに加わる重要な意味があり、したがって、都心居住、都心商業、都市型産業といった問題が、同時並行的に扱われることになった。

つづいて、1970年代には、一部の文化財保存では大多数の地域住民の支持は得られない、という反省から、住民の生活維持・改善を優先する「社会的保存」の考え方が登場する（表5）。

「歴史的都心部の面的保存」、「住民構成の

表5 1970年代に登場した「社会的保存」の考え方

- 「地域社会の住民構成と生活の維持」を目的とし、都心部の既存ストックを、公共事業により、庶民住宅として修復・再生する
- 革新政党政権の中・北部自治体において広く支持された
- ボローニャ都心部の市営住宅再生がとくに有名
- 敷地形状・建築タイプをパターン分類し、その類型ごとに修復・再生を行ない、都心部の建築的特徴を保存・維持
- 狭小建物をRC造で建替え、集合住宅として再生。比較的大きい建物、教会・修道院は、地区公共施設として再利用
- 設備や間取り構成は積極的に改善
- 戸数を増やし、新住民を誘致して地域社会を新陳代謝
- 公共事業として推進(公営住宅資金の活用など)

維持を目的とした「社会的保存」に加え、もうひとつの重要なポイントは、「郊外部の開発抑制」が、限られた都心空間の経済的価値を高めたことである。

郊外開発が規制されたことによって、投機を求める不動産資本が、都心部の老朽建造物の修復・再生から生じる利益に目を付けるようになるのは必然であった。修復によって古い建築物の歴史・文化・経済的価値を顕在化し、リニューアルすることにより、高級な住宅、付加価値のあるオフィスとして再資本化することが投資目的となったのである。また、都心の容積率が抑えられたために、限られた床面積の価格は相対的に上昇した。

こうして、1970年代を境に、都心部に対する民間の再投資が起り、「修復・再生」工事が活発化して、歴史的都心部の再生が進んだ(写真2、写真3)。その結果、イタリアは恒常的な財政不足のなかで、過大な公共投資を行わずに、質の高い空間を必要な量だけ備えた「コンパクトなまちづくり」を成し遂げた。

ここでは、一見矛盾する「保存的都市計画」(土地所有権規制)と「経済・企業ニーズ」



写真2 都心部における修復工事中の建物  
マルケ州の中堅都市マチェラータ (Macerata) 都心部にて。建物は工事中であるが一階のブティックは平常通り営業している。



写真3 修復工事のお知らせ看板  
マチェラータ市 1997年9月の震災被害に対する補修・改良をとまなう復旧および保存・再生工事…と書かれている。

(市場原理) が、見事に調和していること、イタリア都市における修復・再生は、行政による文化財保存が契機ではなく、その主体は、民間による建築工事であることを強調したい。

要するに、イタリア人は、1960年代の都市衰退期に進行した社会資本の老朽化を、大規模な再開発や面的整備ではなく、個々の建築物の改修・改造という地道な方法で解決したのである。同じ組積造の建物を持つヨーロッパのなかでも、イタリア都市のこの選択は、戦災が軽微であったことにも起因するが、基本的には、1960～1970年代の市民意識の変化

に対応した政策的判断の結果である。

## 都市マーケティング

1971年の「小売店舗立地法」制定により、自治体が「商業計画」を独自に定めるしくみができあがり、1970年代の末から、ローマ、ミラノ、フィレンツェなどの都心部において、著名ブティックが急速に展開し始めた。

その後、商業計画を、都市・交通・景観計画と一体的に展開することにより商業集積を

表6 都市マーケティングの考え方

### ■都市マーケティング (Marketing Urbano)

- 都市をひとつの「商品」と考え、来街者を増やすための、自治体による「まちづくり戦略」の総称。
- 狭義には、中心市街地を大きなショッピング・モールと見立てた商業計画により、個店配置を制御する方策。

#### □商業計画:

- 1971年「小売商業立地法」により導入。自治体は、出店登録を受けるだけの立場ではなく、都市全体の小売ネットワーク発展・適正化に向け、商業計画を立案し規制誘導。
- 人口配置から、各商品部門ごとに現在および将来の消費需要を算出し、必要な売場面積を推定。
- 消費需要分布に沿い、商業網開発・調整の計画を策定する。
- 市街地は地区に分割され、地区ごとの売場面積が店舗タイプ別に示される。

#### □都市計画:

- 都市基本計画による土地建物の開発・利用規制。郊外店舗立地は、用途地域変更を含む長期間の折衝が必要。
- 歴史的都心部では、1970年代後半から、詳細計画により、個々の建物用途が定められている。(事実上の開発凍結)

#### □交通計画:

- 都心部への自動車乗入れ規制(1980年代頃までに普及した)。

#### □景観計画:

- 建物の色彩に関する規制
- 看板、商標などの掲示・意匠に関する規制
- 展示物およびショーウィンドウに関する規制
- 歩道の拡幅、道路舗装・照明器具などのデザイン

<http://www5.ocn.ne.jp/~urban1/> を参考に作成



写真4 都心部のブティック (マチェラータ市)

促す空間整備の手法として「都市マーケティング」(表6) という考え方が普及し、1980年代には多くの地方都市においても採用されている(写真4)。

こうした政策に並行して、観光客の伸び、多品種少量生産に対応した職人企業(後述)の発展があったことを付け加える。

## 都市型産業 (職人企業)

歴史的都心部の保存は、図3で見たように不動産の経済価値上昇を生んだことに加え、細分化された小規模オフィスやスタジオ(工房)を増加させることになった。1980年代イタリ



表7 職人企業の内容

■職人企業の法的規準	
①個人経営であること、②専門業種であること、③大量生産に向かない財・サービスを提供していること	
■職人企業の業種	
サービス業種	小売店、クリーニング店、レストランなど多岐にわたる。全国的に、生活関連部門で業種が増加
生産的業種	手工業製品を扱う企業。手作りの良さを消費者に直接アピールするため、人口の集積する市内に生産販売の店を構える志向が強い
芸術的業種	デザインスタジオ、アクセサリーショップ、修復工房など
■職人企業に与えられる優遇措置	
優遇主体	優遇措置の内容
国	税制の優遇
州政府	設備投資への補助金と融資
コムーネ	生産施設のための用地提供
組合本部	先端技術導入のための支援、マーケティング部門でのサポート、年金など ※組合は、国、州より援助を受けられる



写真5 職人企業（マチェラータ市）

アのベンチャー企業は、ソフト化の世界的流れのなかで、多品種少量生産型の「職人企業」、とくにデザイン関連産業である。

イタリアの法律では、生産手段をみずから保持する労働者を「職人」と定めており、その職人が経営する事業所を「職人企業 (Impresa di Artigiano)」と定義し、一般企業や中小企業と明確に区分している (表7)。

職人企業の多くが強い都心志向を示し、中核機能、スタジオ、ショールームなどを立地させている (写真5)。これは、1) 都心には住居・商業・文化など多様な機能が集中しており、多品種少量生産に欠かせない消費者密着型の営業展開が容易なこと、2) 同業種・異業種間のネットワークが図りやすいこと、などが理由として考えられる。とりわけ、デザイン関連産業は、販売およびイメージ戦略において、景観の美しさと各時代の美術品の宝庫である歴史的都心部の立地を最大限に活かしたのである。

修復・再生事業を通じて、都心の歴史的建造物には、現代のオフィスビルや店舗では得られない「芸術的・文化的価値」があることを誰もが認めることになり、不動産評価、市場価値として顕在化した。

これを受け、1970年代の都市計画において活発化した市民運動の精神、すなわち、庶民生活のなかに歴史・文化性を確保しようとする「保存の精神」が普遍化し、イタリア現代文化の重要な柱を形成するにいたっている。

なお、イタリアの北東部 (ヴェネツィア地方) からポローニャを経て中部 (マルケ州、トスカーナ州) にいたる地域は、大企業を中心とする北部工業地域 (ミラノ、トリノ、ジェノヴァ) とともに、農業と一部の国営巨大企業に依存する低開発地域 (おもに南部) とともに異なり、「第3のイタリア」と呼ばれている。

これらの地域では、イタリア経済が低迷を続けていた1970年代後半、中小企業の業績上昇から経済成長が起こった。その立役者は、前述の「職人企業」が集中立地し、分業しながらも共同化を果たしている「産業産地

表8 産業産地の例

製 品	場 所
靴	アスコリ・ピチューノ、マチェラータなど(マルケ州)
毛織物	プラート(トスカーナ州、フィレンツェ近郊)
ガラス	ヴェネツィアおよびムラーノ島
特注自動車	モデナ(エミリア・ロマーニャ州、フェラーリの拠点)
絹製品	コモ(ロンバルディア州、ミラノ近郊) ※コモ市と十日町市は、1975年より姉妹都市提携

表9 日伊・産業産地の比較

	京都市など・西陣織工業組合	コモ市およびコモ県
売 上	518(百万ユーロ) 700億円	2,220(百万ユーロ) 3,000億円
企業数	700	1,000
従業者数	40,000人	17,000人
従業者数/企業	57人	17人
売上/企業	1億円	3億円
売上/従業者	175万円	1,765万円

La seta si tinge di crisi - Strategie e modelli imprenditoriali nel distretto industriale di Como, 2003、および、  
<http://www.nishijin.or.jp/nishijin/industry.html>を参考に作成



図4 産業産地の分布図

<http://www.rri.wvu.edu/WebBook/Danson/F8.gif>より作成  
産業産地は、「北部」および「第3のイタリア」地域に集積

(Distretto Industriale)」と呼ばれる都市およびその周辺地域である。(表8、図4)

地域産業の活性化、あるいは、産業振興による都市再生の実態調査のためにイタリアの「産業産地」を訪れる日本の自治体や企業関係者は、1990年代より急増しているようだ。

参考までに、絹織物の産業産地であるコモおよび京都の比較を表9に示す。

## 都市型観光

イタリアの都心部活性化が成功した大きな理由のひとつとして、観光客の量的増加に加え、観光行動の質的な変化が挙げられる。現在、イタリアを訪れる観光客は、従来の名所旧跡観光よりも多くのお金を、「Made in Italy」の購入に費やしている。観光客の行動範囲も、美術館や文化財建造物から歴史的都心部全体に広がり、魅力ある都市生活を享受しながら、新しい生活スタイルと生活文化を求めるといふ観光様式が定着している。

都市型観光政策は、こうしたニーズの変化を踏まえ、観光客を中心市街地の多様な経済活動に取り込む工夫を凝らしている(表10)。

政策では、住民や企業だけでなく、観光客を市民同様に扱い、その反応を都心活性化に活かそうとしている(写真6)。地域住民・事業者に続く、第3のパートナーとして観光客をも位置づけるのである。観光客は、こうして都心商業の活性化だけではなく、文化活動や祭りにも参画し、市民文化と触れ合うことで、これを下支えし、まちを活性化させる役割を果たしうるのである(写真7)。

表10 都市型観光振興の政策

政策	期待される効果
目的地を多様化させる：名所旧跡→都心商業施設	中心市街地空洞化対策としての、商業と観光の一体化による観光振興が図られる
観光を深化させる：周遊型→滞在型→参加体験型	観光が地域産業に結びつけられ、外部資本ではなく中小企業の振興が図られる
観光客と市民生活との直接的触れあい・体験→市民生活を活性化させる	滞在時間の長期化により、観光客は市民の日常的経済活動に近い行動をとり、経済効果が広い層へ拡大する



写真6 歴史公園の公開コンペ案を吟味する人々

マルケ州ボルト・サン・ジョルジョ市の街角にて。歴史的都心部にある城址および周辺を歴史公園として一体的に整備するコンペ案が街角に掲示され、市民・観光客がこれを吟味する。まちづくりにおける情報公開、市民参加の手法として参考になる。観光客は、市民と同じ視線でこうした行為に参加することを通じて、まちに対する愛着を醸成し、自然にリピーターになっていく。

## おわりに

本稿は、イタリア滞在中に行った現地調査の結果を、京都府立大・宗田好史先生の著作やイタリアの文献資料、HPなどを参考に整理し、取りまとめたものである。都市・地域計画に携わる読者にとって、イタリアのまちづくりを知るための一助となれば幸いである。

(たみおか じゅんろう)



写真7 都心型観光の様子（マルケ州ロレート市）

観光客と生活者がともに楽しむ。歴史的都心部の街路（上）、教会前広場を使った無料コンサート（下）

## 参考文献

- 1) 宗田好史：にぎわいを呼ぶ イタリアのまちづくり、学芸出版社、2000
- 2) 陣内秀信：イタリア都市再生の論理、鹿島出版会、1978
- 3) 岡本義行：イタリアの中小企業戦略、三田出版会、1994
- 4) 国土交通省国土交通政策研究所：EUにおける都市政策の方向とイタリア・ドイツにおける都市政策の展開、2002
- 5) Maria Beatrice Mirri: Beni culturali e Centri storici, ECIG, 1996
- 6) Paolo Scattoni: L'urbanistica dell'Italia contemporanea, Newton & Compton Editori, 2004